

2022年3月卒業者対象 求人票(事務・技術系)



会社情報	フリガナ	マツダカブシキガイシャ		会社設立	西暦 1920年 1月 30日			
	会社名	マツダ株式会社		主な事業内容	乗用車・トラックの製造、販売等			
	本社所在地	〒730-8670 広島県安芸郡府中町新地3-1		主要製品	四輪自動車、ガソリンレシプロエンジン、ディーゼルエンジン、ロータリーエンジン、自動車用手動/自動変速機			
	代表者	代表取締役社長 兼 CEO 丸本 明		資本金	2,840億円(2020年3月31日時点)			
	主要事業所	国内	本社、東京本社、防府工場、三次事業所、マツダR&Dセンター横浜		売上高	3兆4303億円(連結ベース)		
		海外	R&D北京事務所		株式区分	東証1部上場		
	研究開発拠点	国内	本社、マツダR&Dセンター横浜		平均年齢	40.2歳		
		海外	マツダノースアメリカンオペレーションズ(米国)、マツダモーターヨーロッパ(ドイツ)、中国技術支援センター(中国)		平均勤続	16.9年		
	生産拠点	国内	本社工場(本社、宇品)、防府工場(西浦、中関)、三次事業所					
		海外	中国、タイ、メキシコ、マレーシア、ロシア、ベトナム					
URL	http://www.mazda.com/ja/careers/newgraduate/							
勤務	勤務時間	9:00~17:45、または8:15~17:00(昼休憩45分間)		勤務地	広島本社、防府工場 ※ 入社時は広島本社または防府工場勤務となります。 ※ 将来的にはその他国内事業所、海外勤務の可能性もあります。			
	時間外労働	有り(月平均18.0時間)(2019年度実績)			転勤の有無	あり		
	勤務形態	スーパーフレックス勤務(コアタイム無)				社会保険	健康・厚生・労災・雇用	
	休日	完全週休2日制(土日) 年間休日121日(年末年始、5月、8月に大型連休)						
	休暇	有給休暇、特別休暇(結婚、忌引、出産など)						
	受動喫煙対策	屋内禁煙または喫煙専用室を設置						
待遇	賞与・昇給	賞与:年2回、昇給:年1回		通勤手当	全額支給(但し、100,000円/月まで)			
	福利厚生	寮、選択型福利厚生制度「マツダフレックスベネフィット」、車両購入時割引制度、車両購入融資制度、社員持株制度、総合体育館、財形貯蓄制度、共済会(互助)、社宅(防府地区のみ) 他						
採用に関する情報	求人数	未定		初任給 (2020年度実績)	大学院(博士)	264,500円		
	前年求人実績	事務系35名 技術系210名			大学院(修士)	233,000円		
	求入学歴	大学院、大学、短大、専修、高専(本科/専攻科)			大学	211,000円		
	学部/学科/専攻	事務系:全学部全学科を対象 技術系:全学部全学科を対象			高専 専攻科	211,000円		
	雇用期間の定め	無し			短大(2年)	179,000円		
	試用期間	有り(3.5か月以内)			専修(2年)	179,000円		
	求人職種	事務系	採用形態	事務系社員として一括採用	応募方法	自由応募		
		技術系	採用形態	技術系社員として一括採用	応募方法	学校推薦/自由応募(併願不可)		
	応募・選考	応募条件	大学院(博士)	2021年4月以降に専修・短大・高専・大学・大学院(修士)を卒業・卒業見込で、2022年4月に入社できる方				
			外国人留学生	大学院(博士)を卒業・卒業見込の方は個別対応をいたしますので、問い合わせ先までご相談ください。				
既卒者		日本語の読み・書き・会話がビジネスレベルでできる方(公用語は日本語になります。)						
プレエントリー		2019年3月~2021年3月に卒業・修了された方で、正規雇用の経験が無く、2022年4月に入社できる方 マイナビ・リクナビ、または弊社採用ホームページからプレエントリー						
選考試験		エントリーシート、面接、適性検査。詳細はマイページよりお知らせします。						
応募方法		プレエントリー後、マイページからお知らせします。						
応募受付期間		自由応募:3/1~プレエントリー後、マイページよりご確認ください 学校推薦:応募方法の詳細は同封資料(学校推薦応募の手順について)を確認ください。						
問い合わせ先	人材開発部 採用グループ 新卒事務・技術系採用担当 recruit@mazda.co.jp (TEL)082-565-2115 (FAX)082-287-5228							

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象となる求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 マツダ株式会社
 事業所所在地 広島県安芸郡府中町新地3-1
 代表者名 代表取締役 社長兼CEO 丸本 明



- 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』(LL281226派若01)により確認し、理解しました。

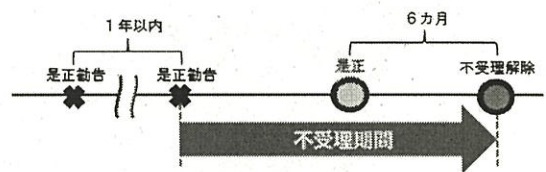
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にシ点(「✓」)を記入してください。なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

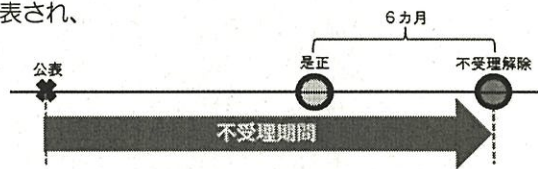
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



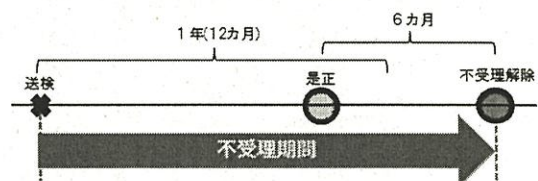
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

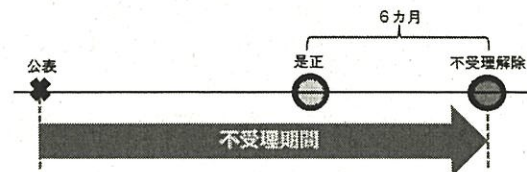
- a 当該違反行為を是正していない。
- b 送検後1年(12カ月)が経過していない。
- c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表(※)され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1及び項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
 ①労働基準監督署による是正勧告、
 ②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

